

仙台藩の仕置と刑場

渡邊洋一
仙臺郷土研究会理事



七北田刑場跡（仙台藩刑場跡）

地下鉄八乙女駅から少し南に行くと、七北田刑場跡の案内板が見えてきます。そこは江戸時代、今から300年以上前の元禄3年(1690)以降に仙台藩の処刑場があった場所です。何時の時代でもそうですが、処刑場の様な施設は当時も最大の迷惑施設であったことは間違いなく、城下を離れて北側の第一の宿駅である七北田宿の手前に設置されたのも頷けます。

この時代、評定(裁判)で死罪となった場合、ここで刑が執行されるのは主に庶民階級の百姓町人で、侍(藩士)は除かれましたが、重罪の場合は身分を落として庶民として処刑場で刑が執行されることもありましたが、浪人の場合は庶民と同様でした。

幕末までの約180年間にこの地で処刑された人数は数千人に及び、特に刑の執行の多かったのは天保11年(1840)10月29日の獄門17人、斬首2人であったといわれています。当時、刑死者の葬儀や墓碑の建立は認められませんでした。それを嘆いた五代藩主伊達吉村夫人長松院の遺言で、延享2年(1745)に処刑場を挟んで街道沿の南

北に2棟の常念仏堂(河南堂・河北堂)が建立され、ここでのみ供養が許されました。

なお、死刑執行後は死体を新刀の試し切りにしたり、腑分けと称して怪しげな薬を作るため(?)に死体から内蔵を取り出したりしましたが、杉田玄白の記した『蘭学事始』にもあるように、江戸後期の蘭方医たちが死体の腑分けに立ち会って人体の臓器の配置等を学び、前述の杉田玄白や前野良沢等がドイツ人クルムス原著のオランダ語訳医書『ターヘル・アナトミア』を翻訳して『解体新書』を作成したのは有名な話です。

現在、七北田刑場跡はその規模こそ縮小しましたが、周辺には近隣の地藏尊・題目塔などが集められ、仙台市が作成した説明板もあって往時を忍ぶことが出来、また、地元の人々の手で花や線香が手向けられることも多く見られます。



仙台市が作成した説明板